

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

## 証拠説明書

平成27年4月9日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

一審原告ら代理人弁護士 佐藤 辰弥

同 上 笠原 一浩

ほか

号 証	標 目 (写し・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 142	「新耐震指針に照らした耐震安全性基準地震動 Ss の策定について（高浜発電所・大飯発電所）」 <a href="https://www.nsr.go.jp/archive/nisa/shingikai/107/3/052/52-4.pdf">https://www.nsr.go.jp/archive/nisa/shingikai/107/3/052/52-4.pdf</a>	写し H22.9.15	一審被告	一審被告の設定する基準地震動 Ss は、F0-A～F0-B 断層の断層モデルを用いた手法による策定地震動を包絡するように策定されていること。 強震動予測レシピの誤差（不確かさ）の考慮はせず、断層モデルを、いくつか異なるものを作っているだけで、もっとも重要な強震動予測レシピの不確かさについては、ほぼ無視をしていること。	
甲 143	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム第1回議事録 <a href="http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youushikisyu/shin_taishinkijyun/">http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youushikisyu/shin_taishinkijyun/</a>	写し H24.11.19	原子力規制委員会・発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	耐震クラス B，C でも，その損傷が原子炉全体のシステムに大きな影響を及ぼした事実があること（特に 8 p 最終段落から 9 p 冒頭段落）	
甲 144	東海第二発電所	写 H23.9.2	日本原子力	原子炉補機冷却水系は耐震 C	

号 証	標 目 (写し・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考	
	東北地方太平洋沖地震による原子炉施設への影響について（注：添付資料は省略した） <a href="https://www.nsr.go.jp/archive/nisa/genshiryoku/files/110902_TK2.pdf">https://www.nsr.go.jp/archive/nisa/genshiryoku/files/110902_TK2.pdf</a>	し		発電株式会社	クラスであるところ、東北地方太平洋沖地震の際に東海第二原発では補機冷却水系である非常用ディーゼル発電機2C用海水ポンプ電動機が水没したことにより、非常用ディーゼル発電機2Cが使用不能となったこと	
甲145	耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社大飯発電所3,4号機耐震安全性に係る評価（基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価）	写し	平成22年11月29日	原子力安全・保安院	今回の設置変更許可では、余熱除去配管について評価値253評価基準値361（1.426倍）となっているのに対し、それより前の平成22年におけるバックチェックでは余熱除去配管について評価値195評価基準値379（1.943倍）となっており、今回の設置変更許可において安全率はおろか、評価基準値自体が低下したこと	
甲146	設備健全性、耐震安全性に関する小委員会（第3回）議事録 <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/3setubi_giji,0.pdf">www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/3setubi_giji,0.pdf</a>	写し	平成22年5月12日	新潟県	元設計技師の小山田修氏（日立製作所の原子力部門から日本原子力研究開発機構の研究所長になった）は、一審被告と同様の安全余裕論を示した図について見解を問われ、「この図、私も確かに何かのときに見たことはあるのですが、そういう図を作るときに、人間の頭の中でどういうふうに物を組み立てていくかというのが、人それぞれなものですから、どうも、必ずしもびったり班目先生が書かれたものが、私にはよくわかっていないところもあります」と述べ、一審被告の主張する安全余裕論と同じ内容の安全余裕	

号 証	標 目 (写し・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
				論は理解できないと答えたこと	
甲147	「多度津工学試験所の歴史と役割」と題する文書（注：大部にわたるため、最初の1pのみ提出） <a href="http://www.iae.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/10/nupec/tadotsu.pdf01.pdf">www.iae.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/10/nupec/tadotsu.pdf01.pdf</a>	写し	平成20年4月ころ	財団法人原子力発電技術機構	一審被告が言及した多度津工学試験所は、2005年9月末日をもって閉鎖されたこと
甲148	『原発地震動想定の問題点』（七つ森書館）	原本	平成27年3月	内山成樹	①基準地震動の策定は、原発の耐震設計の要であるにもかかわらず、日本の原発の基準地震動は、平均的な地震動を基本として想定されているため、1桁以上大きな地震動に襲われるかもしれないという程度に大雑把な想定であること。 ②震源を特定せず策定する地震動の想定は、概ね留萌支庁南部地震が決められているところ、この地震は、Mw 5.7という極めて小さな地震でしかなかったにもかかわらず、この小さな留萌支庁南部地震に対応できれば良いということにされていて、それ以上に大きな地震は考えないことになっていることなど。

以上